



夏の味 「スイカ」を ガブリ！

6月6日(月) J A鳥取中央倉吉スイカ選果場において「倉吉スイカの初出荷」が行われました。倉吉の夏の味、とまと、メロンに続き第3弾、倉吉スイカが味わえる時期となりました。今年のスイカは、好天と農家の努力により、過去最高の甘さを持った大玉に仕上がっています。倉吉スイカ選果場は、レーザー光を使い、切らなくても中身の甘さ、身の詰りを確認していますので、おいしさは保証付きです。6月下旬からは、こだわりの栽培により、甘さと食感を極めた「極実スイカ」も販売されていますので、ぜひご賞味ください。

また、7月9日(土)10日(日)には、倉吉パークスクエアで『第4回地産地消フェア』が開催されます。その中で、スイカほか、中部の美味しい農産物、特産品の試食・販売、産地見学などが予定されています。

●主な内容●

- 倉吉市の財政はこんなにたいへん …… 2
- 市民参画デザイン研究会報告 …… 3
- 国民健康保険 …… 4～5
- 倉吉打吹まつり 参加者・出店者募集 …… 6
- ハート・バリアフリー …… 7
- 遙かな町へ／韓日記 …… 8
- インフォメーション …… 9～16
- 健康ファイル …… 17
- どうぞ・どうぞ/きてみてね/地区の話題 …… 18

2005 7・1

倉吉市の財政はこんなにたいへん

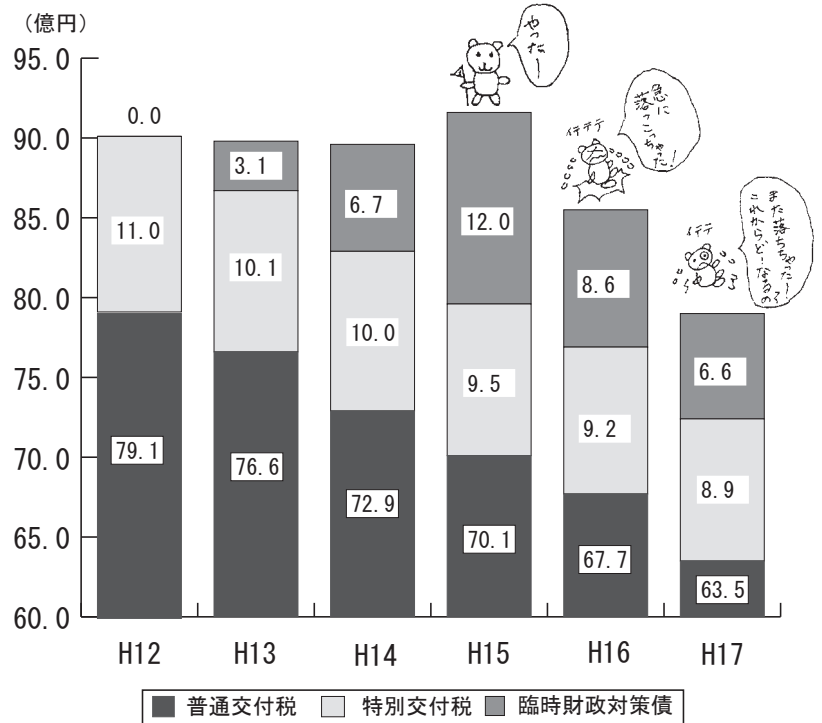
倉吉市の台所事情

最近全国の自治体から、お金がないとか予算が組めないとかいう声がよく聞かれますが、どうしてそんなに急にお金が減ってしまったのか、非常事態に備えて少しずつ貯めてきた貯金がなぜ急になくなってしまったのでしょうか。

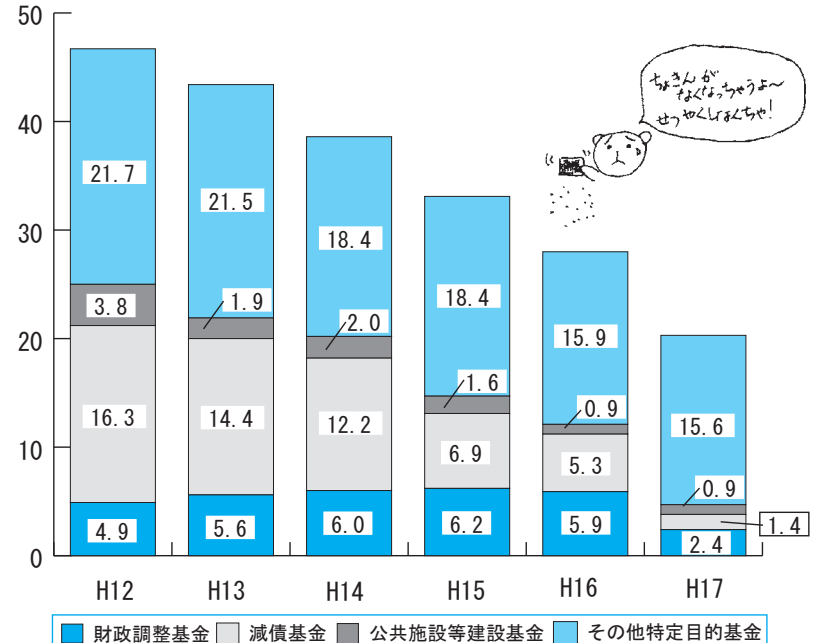
みなさんも「三位一体」という言葉を知ったことがあるでしょう。これは、「国庫補助金の廃止削減」「税源移譲」「地方交付税の見直し」の三つの改革を同時に行う国の政策で「三位一体の改革」と称されます。そのうち、「地方交付税の見直し」とは、交付税総額の削減を主な目的とし、これにより、国の財政再建を図ろうとするものです。

平成16年1月、国の地方財政計画が示されました。この計画について各地方公共団体から大きな不満が吹き出しました。「交付税などが大幅に減って予算が組めない」という悲鳴です。16年度の地方財政計画では、地方交付税（注1）総額は1.2兆円、6.5%の減です。ただし、これと合わせて臨時財政対策債（注2）が1兆7千800億円、28.6%減となっています。この合計が2.9兆円、12.0%減となっています。この点について不満が出たのです。交付税総額は、平成15年度も1.5兆円、7.5%減っています。交付税だけ

（図1）地方交付税等（倉吉市+関金町）



（図2）基金残高（倉吉市+関金町）



を見ると16年度の方が減り方が少ないのですが、交付税総額と臨時財政対策債合計が減るのは初めてのことです。

倉吉市も、平成16年度に地方交付税と臨時財政対策債の合計が大きく減額しました。平成17年度については、現計予算ベースですが、前年度と同様大きな減額になっています（図1）。平成16年度にさまざまな歳出削減策を打ち出した背景の一つには、国のこのような財政再建策がありました。

い予算編成となり、基金（貯金）を取り崩さざるを得ませんでした（図2）。

三位一体の改革は、平成18年度まで続きます。それ以降は具体的な数値は示されていませんが、国の財政健全化方針は継続するものと思われ、厳しい予算編成も続く見込みです。今後とも歳入の適正化、歳出の削減を常に念頭におき、予算の編成・執行を行ってまいります。

ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

（注1）地方交付税

地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるような財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば、国が地方に代わって徴収する地方税です。

地方交付税率及び対象税目・・・所得税・酒税の32%、法人税の35.8%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

種類・・・普通交付税94%、特別交付税6%

普通交付税額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額

基準財政需要額 = 単位費用（法定）×測定単位（国調人口等）×補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率（75%）

（注2）臨時財政対策債

平成12年度までは、財源不足を交付税特別会計借入金により措置し、その償還を国と地方が折半して負担する措置を講じてきました。平成13年度の地方財政政策においては、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債により補てん措置を講じることとしました。今後平成18年度までの間実施されます。

みんなの力で住みよいまちにするために

自治の主人公は市民です。一人ひとりが持つ知識・経験・創造力・行動力をまちづくりに生かしたいのです。

市民と行政がより良いまちの姿をともに考え、その実現に向け協働し、住みよい倉吉市を創っていくことを考えるときが来ています。

いま研究会では、市民が持つ力を最大限に発揮し、倉吉市が住みよいまちになるために市民と行政が

○行政は情報の公開をしたい

- ・ 市政において今何が問題になっているのか、また、これから何が問題になる可能性があるのか、市民が議論するもとなるものを提供すべきです。
- ・ 市民と行政が情報を共有し、どう問題を解決していくのかという議論をしていきます。

○市民の意見を政策決定に反映させたい

- ・ 市の基本的な計画などを策定するときに、市民が意見を述べたり、提案をしたり、行政と一緒に作り上げていくべきです。
- ・ 政策決定の過程に市民が参画することにより、政策が市民一人ひとりのものになります。
- ・ 行政主導でつくった政策は市民の意識からは遠い存在です。
- ・ 多くの市民が議論に参画した政策は、自分たちがつくったもの、自分たちが生んだものだという心が込められています。
- ・ 多くの市民が意見を言って、意見が対立するかもしれませんが、自分たちで合意形成をする。時間がかかりますが、それを惜しまずやっていくからこそ、納得できるのです。

○市民と行政の協働の推進を図りたい

- ・ 住みよい倉吉市を創っていくために、市民、NPO・ボランティア、事業者など地域社会を構成する人々や市が、それぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築き、相互に補完し、協力していかなければなりません。
- ・ 近年「新しい公共」という考え方が提起されています。「公共」とは「一人ひとりではできないことを皆で解決していこう」ということであり、行政によってのみ担われるものではなく、「民」によっても担われるものです。
- ・ 特に、地域に根差した身近な課題に柔軟に対応する点で、「民」の担う公共は、重要な意味を持っています。

研究会はみなさんの参加を待っています。

* 市ホームページ (<http://www.city.kurayoshi.tottori.jp>) で研究会の詳しい内容をご覧ください。

※問い合わせ先：市民参画課（☎ 22-8159/ ☎ 22-8144）

シビックセンターたからや フリーマーケット（屋内開催）

出展して下さる人、遊びにきて下さる人大歓迎です。

- 開催日：7月10日（日）9:00～14:00
- 場所：シビックセンターたからや（宮川町）1階
- 募集区画：50区画 1.8m×1.8m
- 出展料：500円/区画

※申込・問い合わせ先

たからやフリーマーケット実行委員会（☎ 22-8999）



『第4回 地産地消フェア』

～豊かな大地から笑顔とおいしさを…～

とき：7月9日（土）9:00～17:00

7月10日（日）9:00～15:00

ところ：倉吉パークスクエア

ステージイベント

○もちまき ○芸能大会など ○大抽選会

ふれあい広場

○農産物直売・青空市 ○おいしい集落の特産品 三朝とちもち・関金の明高そば・遊 You おこわ ○牛肉串焼き・ウイナー焼き ○ポット花苗販売 ○牛乳・乳製品試食販売 ○なつかしのぼん菓子実演販売 ○せんべい・味噌・醤油販売 ○試食コーナー どんどろけ飯・長芋とろろ汁 ○チェンソーアート

アトリウム

○加工品販売コーナー ○干し椎茸試食販売 ○ビール・お酒クイズ ○米の食べ比べクイズ ○パネル展 農の風景・アグリキッズ・集落営農 ○竹製品・陶器の展示販売

※問い合わせ先：農林課（☎ 22-8157/ ☎ 22-8136）

国民健康保険は 私たちの健康な暮らしを 守ります

国民健康保険は、病気やけがをしても安心して治療が受けられるように保険料を出し合い医療費にあてる「助け合い」の制度です。他の健康保険に加入している人や生活保護を受けている人以外のすべての人は、国民健康保険に加入しなければなりません。保険料は、この制度を維持する大切な財源です。

昨年度の 国保特別会計 決算状況

平成16年度の国保特別会計の決算状況は、旧関金町分を含め、歳入四十八億五千四百八十五万七千円、歳出四十四億八千三百八十四万一千円で、歳入・歳出の主なもの、下の表のとおりです。

一人あたりの
医療費は
三十四万二千円

平成16年度の医療費の総額は、旧関金町分を含め、約七十一億六千八百万円です。一人あたりの医療費は、全体で、三十四万二千円です。被保険者別では、一般被保険者十六万円、老人被保険者六十七万二千円、退職被保険者二十六万九千円です。

今年度の 保険料の料率は 旧関金町の率に

保険料は、
①所得割
②資産割
③均等割
④平等割
の四つを加えて算出します。所得割は被保険者の前年の所得、資産割は被保険者の固定資産税（都市計画税は関係ありません）、均等割は世帯に含まれる被保険者の人数に平等割は一世帯いくらというように、それぞれの金額・人数に、料率を乗じて年額を算出します。

平成17年度の料率は、旧関金町の率としました。これは、関金町との合併にあたり、料率（関金町は税率）に差があったため、平成17年度から負担の低い旧関金町の率に合わせることに、旧関金町の被保険者の負担増

国保特別会計の決算状況 (15・16年度とも旧関金町を含む)

歳入		(単位：千円)		
科目	平成15年度	平成16年度	前年度対比	
保険料(税)	1,392,879	1,395,403	100.2%	
国庫支出金	1,681,123	1,763,147	104.9%	
療養給付費交付金	722,573	784,204	108.5%	
繰入金	344,988	310,207	89.9%	
前年度繰越金	503,544	439,859	87.4%	
その他	125,996	162,037	128.6%	
計	4,771,103	4,854,857	101.8%	
歳出		(単位：千円)		
科目	平成15年度	平成16年度	前年度対比	
総務費	90,954	86,909	95.6%	
保険給付費	2,707,359	2,900,343	107.1%	
老人保健拠出金	1,184,870	1,086,829	91.7%	
介護納付金	202,692	256,420	126.5%	
保健事業費	50,900	27,299	53.6%	
その他	94,469	126,041	133.4%	
計	4,331,244	4,483,841	103.5%	

歳入 48億 5,485万 7千円 - 歳出 44億 8,384万 1千円
= 差引繰越額 3億 7,101万 6千円

平成17年度 国民健康保険料 納付期限および口座振替日		
	納付期限	口座振替日
1期	平成17年8月1日	平成17年7月25日
2期	平成17年8月31日	平成17年8月25日
3期	平成17年9月30日	平成17年9月26日
4期	平成17年10月31日	平成17年10月25日
5期	平成17年11月30日	平成17年11月25日
6期	平成17年12月28日	平成17年12月26日
7期	平成18年1月31日	平成18年1月25日
8期	平成18年2月28日	平成18年2月27日



にならないようにするとともに、長期低迷による経済情勢などを考慮し、被保険者の負担の軽減を図るものです。
平成17年度の料率は次のとおりです。

(一) 内は、平成16年度の料率です。

■医療保険分

▽所得割 〓六・三%

(六・五%)

▽資産割 〓二四・〇%

(二四・〇%)

▽均等割 〓二万二千円

(二万五千八百円)

▽平等割 〓二万円

(二万四千二百円)

○賦課限度額 〓五十三万円

■介護保険分

▽所得割 〓〇・六%

(〇・九二%)

▽資産割 〓五・五%

(六・九%)

▽均等割 〓五千五百円

(七千円)

▽平等割 〓三千五百円

(三千百円)

○賦課限度額 〓八万円

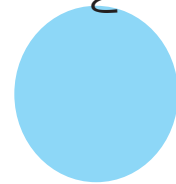
※40歳以上65歳未満の人は、医療保険分に併せて介護保険分を納めていただきます。

■保険料の軽減

世帯の前年所得の合計額に

応じて均等割額と平等割額が七割、五割または二割減額される場合があります。

保険料を滞納すると



保険料を滞納すると、保険証を返還して(保険証の代わりに『資格証明証』を交付します。)、医療費をいったん全額負担しなければならなくなったり、有効期間の短い保険証の交付により、更新のため市役所に出向かなければならなくなるなど、厳しい措置を講じなければならなくなります。

国民健康保険は、助け合いで成り立っています。病院に行かないからといって届け出を怠ったり、また保険料を納付しなかったりすると、他の人に迷惑がかかりますし、結局は自分に不都合な状況になります。届け出や納付はきちんと行いましょう。

※国民健康保険についての問い合わせ先は、国民健康保険課(☎22-8124 / FAX 22-2954)

退職者医療制度

会社などを退職し、年金を受取るようになった人と、その扶養家族の人は「退職者医療制度」で医療を受けていただくこととなります。

※対象となる人

- ① 国保に加入している人
- ② 老人保健制度(老人医療)の適用を受けていない人
- ③ 共済年金や厚生年金の老齢(退職)年金を受けている人で、年金の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある人

※届け出に必要なもの

- ① 年金証書(加入期間・受給権発生年月が記載されているもの)
- ② 国保の被保険者証

こんなときは14日以内に届け出をしましょう

■国保に加入するとき

(必要な物)

- 転入したとき
(元の市町村の転出証明書)
- 会社などの健康保険をやめたとき
(会社などの退職証明書)
- 子どもが生まれたとき
(印鑑・保険証・母子健康手帳)

■国保を脱退するとき

(必要なもの)

- 転出するとき
(保険証)
- 会社などの健康保険に加入したとき
(国保と健保の保険証)
- 死亡したとき
(印鑑・保険証・死亡診断書)

■その他

- 保険証を紛失したとき
(本人であることを証明するもの)
- 住所・世帯主・氏名などが変わったとき
(印鑑・保険証)
- 就学などで子どもが他の市町村に住むとき
(保険証・在学証明書など)

◆加入の届け出が遅れると…

加入資格を得た月(届け出をしたときではありません)にさかのぼって保険料を納めることになります。

◆脱退の届け出が遅れると…

資格がなくなった後も保険料を二重に納めることになります。

「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの人へ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は7月末までになっています。

負担割合を前年の所得で判定しなおして、有効期限を更新した高齢受給者証を7月下旬に郵送いたします。

「老人医療受給者証」をお持ちの人へ

老人医療受給者証には有効期限はありませんが、前年所得で負担割合を変更するため、毎年この時期に判定しなおします。

負担割合が変更になる人のみ変更後の受給者証を7月下旬に郵送いたします。